

令和５年 千葉県春の農作業安全運動 実施要綱

1 目的

農作業死亡事故は、全国で年間３００～３５０件、県内でも年間１０件程度発生している。

農業機械が高性能になる一方で、農業従事者の高齢化が進み、全国の農作業死亡事故のうちトラクター等の農業機械作業に係る事故の割合が６割を占め、また、高齢者の事故の割合が全体の約８割となっている。

このような事情を踏まえ、農作業事故防止対策の一環として、春作業の耕うん、水稻の田植え時期に合わせて、春の農繁期における農業従事者への事故防止啓発を行い、農作業事故の発生を防止する「千葉県春の農作業安全運動月間」を定め、安全運動を実施する。

2 実施期間

令和５年３月１日（水）～５月１７日（水）

3 推進団体

千葉県農業機械士協議会、千葉県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会千葉県本部、千葉県農業機械商業協同組合、全国共済農業協同組合連合会千葉県本部

4 推進対象団体

各市町村、各農業協同組合

5 実施内容

推進団体及び推進対象団体は以下の内容により安全啓発を行うこととする。

(1) 春の農作業安全ポスターの配布・掲示

推進団体が作成したポスターを配布・掲示することにより、農業従事者等への事故防止啓発に努める。

掲示場所については、農業従事者等の目の届く場所へ必ず掲示する。

(2) 事故防止啓発活動

地域の集会、イベント等でチェックシート等啓発資材を活用し、農作業安全を周知し、事故防止対策を自主的に行うよう啓発する。

(3) 広報誌、防災無線等を活用し農作業安全運動を農家へ周知する。

(4) 国の令和５年春の農作業安全確認運動への参加

市町村は原則参加することとする。

(5) 市町村、集落、出荷組合等で会議、講習会等を開催する際には、農作業安全に関する話題を取り上げ、５～１０分程度のミニ講習または２０～３０分の研修を行い、安全意識向上を図るよう努める。